

白百合女子大学再入学規程

(目的)

第1条 この規程は、白百合女子大学学則（以下「本大学学則」）第22条に基づき、再入学の取り扱いについて必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 再入学の出願資格を有する者は、次の各号の一つに該当する者で、退学日または除籍日から再入学日までの期間が1年以上であり、かつ、再入学資格個別審査により再入学試験の受験を許可された者とする。

- (1) 本大学学則第19条の規定に従い退学した者
- (2) 本大学学則第21条第2項により除籍された者で、未納授業料等を完納した者

2 再入学の出願資格を有しない者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本大学学則第37条により退学に処された者
- (2) 本大学学則第21条第1項により除籍に処された者
- (3) 本規程に基づき再入学した後、退学または除籍された者

(再入学を出願できる学科)

第3条 再入学を出願できる学科・専攻は、原則として、在学時に所属していた学科・専攻とする。

(再入学資格個別審査願)

第4条 再入学試験の受験を希望する者は、再入学資格個別審査願（本学所定）を、再入学を希望する前年度の11月末日までに提出しなければならない。

(審査結果通知)

第5条 再入学資格個別審査の結果は、当該年度の12月末日までに通知する。

(出願期間)

第6条 審査により受験許可の通知を受けた者は、指定された期間に限り、必要書類を提出することができる。

(再入学試験)

第7条 再入学に関する試験内容は、別に定める。

(再入学学年)

第8条 再入学を許可された者は、原則として、退学時または除籍時の学年に編入するものとする。

- 2 退学または除籍以前に修得した科目および単位数の状況によっては、前項の学年以前の学年に編入することができる。
- 3 いずれの学年に編入できるかは再入学資格個別審査の結果とともに希望者に通告し、同意を得るものとする。

(再入学手続)

第9条 再入学を許可された者は、所定の学籍票と誓約書とを、定められた期日までに提出しなければならない。

(既習得単位の認定および卒業要件)

第10条 再入学者の、退学または除籍以前の修得単位は、再入学後審議の上、その一部または全部を卒業に必要な単位として認めることができる。

2 再入学者の卒業要件は、再入学した学年の要件を適用する。

(在学年数)

第11条 再入学者の在学年数は、退学または除籍以前の在学年数と通算して8年を超えることはできない。ただし、2003年度以前入学者で、退学または除籍となった者については、通算して6年を超えることはできない。

2 再入学者の退学または除籍以前の在学年数、および再入学後に編入する学年によって、明らかに卒業の見込みがない場合は、前項にかかわらず、1年次に編入の場合は5年、2年次の場合は4年、3年次の場合は3年、4年次の場合は2年の在学年数を新たに設定することができるものとする。

3 前項を適用する場合、新たに設定する在学年数については再入学資格個別審査の結果とともに希望者に通告し、同意を得るものとする。

(休学年数)

第12条 再入学者の休学年数は、退学または除籍以前の休学年数と通算して4年を超えることはできない。

2 再入学者が退学または除籍以前に、既に3年間を超える休学期間を取得している場合には、前項にかかわらず、新たに1年の休学期間を設定することができる。

付則 この規程は、2008年(平成20年)4月1日より施行する。